

2002/11/26

日本知的財産仲裁センター 調停・仲裁申立事件一覧

日本知的財産仲裁センター事務局

1998年度

事件番号	手続	分野	申立日	第1回期日	左期間	終了日	日数	回数	結果
1998年第1号	調停	商標権	H10.07.27	H10.08.19	24	H11.01.26	184	7	和解成立
1998年(関IP)第1号	調停	商標権	H10.09.07	H10.10.26	50	H11.01.07	123	5	和解成立
1999年(関IP)第1号	調停	特許権	H11.03.15	H11.05.07	54	H11.06.22	100	2	不成立
1999年(関IP)第2号	調停	特許権	H11.03.24	H11.05.12	50	H12.08.08	504	9	和解成立

1999年度

事件番号	手続	分野	申立日	第1回期日	左期間	終了日	日数	回数	終結結果
1999年第1号	調停	意匠権	H11.07.27	H11.08.25	30	H11.10.13	79	3	和解成立
1999年第2号	仲裁	特許権	H11.08.02	H12.06.30	334	H14.10.21	843	9	仲裁判断
1999年(関IP)第3号	調停	特許権	H11.08.30	H11.10.07	39	H12.03.27	211	6	不成立
1999年(名古屋IP)第1号	調停	特許権	H11.08.05	H11.10.05	62	H11.12.13	131	4	和解成立
1999年(名古屋IP)第2号	調停	特許権	H11.12.06	H12.01.13	39	H12.06.27	205	6	和解成立

2000年度

事件番号	手続	分野	申立日	第1回期日	左期間	終了日	日数	回数	終結結果
2000年第1号	調停	商標権	H12.07.27	H13.03.12	229	H13.05.30	308	3	取り下げ
2000年第2号	調停	特許権	H12.10.04	H13.04.12	191	H13.04.12	191	1	不成立
2000年第3号	調停	特許権	H12.10.23	H13.07.27	278	H14.08.08	655	8	不成立
2001年(関IP)第1号	仲裁	特許権、実用新案権	H13.03.07	H13.08.30	177	H14.09.20	661	10	仲裁判断
2000年(名古屋IP)第1号	調停	特許権	H12.07.27			H12.10.05	71	0	取り下げ(相手方不承諾)

2001年度

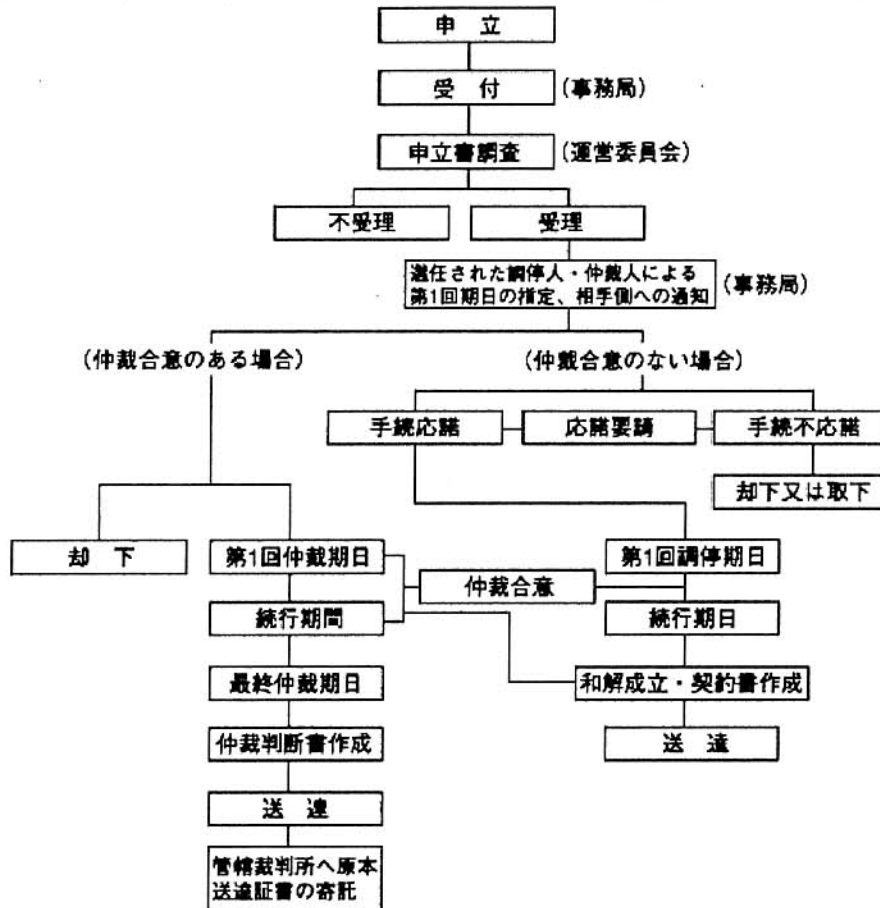
事件番号	手続	分野	申立日	第1回期日	左期間	終了日	日数	回数	終結結果
2001年第1号	調停	商標権、著作権	H13.06.14			H13.07.12	29	0	相手方不承諾
2001年第2号	調停	商標権	H13.08.03						関西支部へ移管(両当事者の合意)
2001年第3号	調停	特許権	H13.08.08	H13.10.30	84	H13.12.10	125	2	不成立
2001(関IP)第2号	調停	商標権	H13.08.03	H13.11.07	96	H13.12.19	139	2	和解成立(2001年第2号)
2001(関IP)第3号	調停	著作権	H13.11.18			H13.12.26	39	0	相手方不承諾
2001(関IP)第4号	調停	意匠権	H13.12.07					0	相手方不承諾
2001(関IP)第5号	調停	特許権	H13.12.12					0	相手方不承諾
2002年(名古屋IP)第1号	調停	特許権	H14.01.15	H14.02.26	43	H14.07.26	193	3	取下げ

2002年度

事件番号	手続	分野	申立日	第1回期日	左期間	終了日	日数	回数	終結結果
2002年第1号	調停	知財に関する契約	H14.07.18			H14.07.30	13	0	相手方不承諾
2002年第2号	調停	著作権	H14.07.18	H14.08.26	38			2	係属中
2002年第3号	調停	知財に関する契約	H14.09.05	H14.10.24	38			2	係属中
2002年(関IP)第1号	調停	特許権	H14.09.06						係属中

調停・仲裁手続について

日本知的財産仲裁センターで取り扱う紛争については、あらかじめ仲裁合意のあるケースが少ないことが予想されます。そこで、日本知的財産仲裁センターでは、仲裁合意がない調停・仲裁手続は、以下のような日本知的財産仲裁センター手続フローに従って、概ね次のような手順で進められます。



- 1) まず、一方の当事者が申立人として調停・仲裁申立書を日本知的財産仲裁センターの受付窓口に提出して頂きます。
- 2) 申立は、本人または代理人を通じて行うことができます。弁護士その他法律によって代理権を認められている者は代理人として、また、弁理士は当事者や代理人を補佐する補佐人として、それぞれ手続に関与します。
- 3) 提出された調停・仲裁申立書については、運営委員会が申立書を検討し、正式に受理された場合には、事務局が他方の当事者(相手方)に期日等を通知します。
- 4) あらかじめの仲裁合意がなく、相手方が手続に不応諾の場合には、調停・仲裁手続は進められませんが、この場合には事務局や仲裁人予定者から手続応諾の要請を行います。それでも無理な場合は、申立の却下又は取下の手続をとることになります。
- 5) 仲裁人(調停人)の選任は、原則として、本センターが用意した仲裁人(調停人)候補者名簿の中から本センターの運営委員会が行いますが、当事者が希望すれば、各当事者は仲裁人(調停人)候補者名簿の中からそれぞれ各1名の仲裁人(調停人)を選任することができます。また、特別の場合には各当事者は名簿に記載された仲裁人(調停人)候補者以外の者を選任することもできます。各当事者が仲裁人(調停人)を選任した場合、3人目の仲裁人(調停人)の選任は本センターの運営委員会が行い、手続の公平を図ります。

2) 調停手続

- 1) 事前に仲裁合意がある場合には、仲裁人が仲裁期日を指定し、弁護士会館内、弁理士会館内、その他本センターが指定する場所で期日を開催します。
- 2) 事前に仲裁合意が無い場合(実際には、このケースが多いと考えられる)には、調停人が調停期日を指定し、弁護士会館内、弁理士会館内、その他本センターが指定する場所で期日を開催します。
- 3) 仲裁人又は調停人は、必要に応じて準備期日を開催し、主張の整理、補充、証拠書類の提出等の必要な準備を行います。

3) 仲裁手続

- 1) 調停手続の過程で当事者間に和解が成立した場合には和解契約書を作成して調停手続を終了します。しかし、単なる和解では執行力が付与されないため、執行力を必要とする場合は、和解合意ができた段階で仲裁手続に一旦移行させ、和解内容に沿った仲裁判断書を作成して終了させることができます。
- 2) 仲裁手続は、仲裁人が仲裁判断を行うことによって終了いたします。この場合、仲裁判断書が作成され、当事者にその正本が渡され、また、原本は東京地方裁判所に保管されます。
この仲裁判断には、裁判所の確定判決と同様の効力が認められ(公示催告手続及び仲裁手続に関する法律第800条)、任意に義務を履行しない相手方に対しては、裁判所の執行判決を得て強制執行を行うことができます(公示催告手続及び仲裁手続に関する法律第802条)。また、仲裁判断に対しては、基本的には不服申立をできませんが、特別な事由がある場合には厳格な要件の下で仲裁判断取消の訴えが認められます(公示催告手続及び仲裁手続に関する法律第801条)。
- 3) 申立人が仲裁申立を取り下げたときにも仲裁手続は終了いたします。